

委員会発案第 6 号

米の先物取引試験上場の中止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 9 月 21 日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 功 様

提出者 由利本荘市議会産業経済常任委員会
委員長 佐 藤 勇 ㊦

(別 紙)

米の先物取引試験上場の中止を求める意見書(案)

東日本大震災の被災地で農業の再生に向けて懸命な努力が始まっている矢先に、農林水産省が認可した米の先物取引の試験上場が東京穀物商品取引所と関西商品取引所で8月8日から開始された。

先物取引は売った商品を限月(取引の終了月)までに買い戻して、差額を精算し、逆に買った商品は限月まで売り渡し、差額を精算して取引を終了するのが基本である。実際に商品が受け渡しされるのは例外中の例外で、過去の実績では商品の受け渡しは、わずかにすぎない。米の先物取引の主役は農家や米業者ではなく、生産とは無関係に投機家の思惑で米価が左右される。ただでさえ不安定な米価が、投機筋の介入で一層乱れることも考えられる。米価乱高下のもとでは、米作りも中小の米業者の経営も成り立たず、消費者にとっても主食の安全と安定供給が置き去りにされ、なによりも国産米が手に入りにくくなる可能性もある。

東京電力福島第一原子力発電所の事故による米の放射能汚染の不安は、日本全体へと広がっている。今、政府がやるべきことは、県・市町村と連携しながら米の検査と管理に万全の対策をとり、国民が安心して新米が食べられるようにすることである。生産者・消費者の理解が得られない米の先物取引はただちに中止することが求められている。

以上の趣旨から、下記の事項について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

記

- 1.生産者・消費者の理解が得られない米の先物取引試験上場はただちに中止すること。

平成23年9月 日

内閣総理大臣様
農林水産大臣様
経済産業大臣様

秋田県由利本荘市議会議長 渡部 功